

平成23年第2回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成23年3月17日(木) 16:16～17:55
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 山内 一也理事, 高橋 剛委員,
松田 忠男委員, 宮間 利一委員, 宮本 光明委員
4. 欠席者 : 松野 丈夫理事, 表 憲章委員
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 太田 貢学長政策推進室長, 佐藤監査室長,
伊藤事務局長, 高橋病院事務部長, 市山教務部長, 山内総務課長,
藤井企画評価課長, 今田会計課長, 高橋学生支援課長, 堤総務課長補佐,
国井総務課長補佐, 加藤総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、平成23年第1回(平成23年1月20日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 役員退職手当について

平成23年3月31日で任期満了により退任となる理事の退職手当について、学長から発議及び説明があり、審議の結果、業績に応じた増額又は減額という措置は行わず、基準どおりの退職手当額を支給することが了承された。

2. 教育研究推進センター(仮称)の設置について

本件について、学長から発議の後、次のとおり説明があった。

- ①先進医学研究の進展における基礎研究成果の実用化を図り、社会貢献と国民福祉につながるため、研究者教育から研究シーズの発掘・育成・臨床応用までの一貫した支援体制を築き、外部資金獲得のための研究戦略を策定、推進する新たな組織として「教育研究推進センター(仮称)」を設置すること。
- ②この構想は、「教育研究支援部門の見直しワーキング・グループ」において、動物実験施設、実験実習機器センター、放射性同位元素研究施設の3共同利用施設のあり方を見直す事案として検討してきたこと。
- ③その結果、共同利用施設を一元化し、現在の教員や技術職員は、新たに設置するセンターの下の技術支援部に所属するとの結論を得たこと。
- ④このセンターは、文部科学省の「橋渡し研究支援推進プログラム」として、北海道大学及び札幌医科大学と共同で運営している「北海道臨床開発機構(HTR)」と連携すること。なお、HTRは、文部科学省の事業終了後も存続することが決定されたこと。

次いで、加藤研究支援室長から、資料1に基づきセンターの概要及び関連規程に

ついて説明の後、審議の結果、原案のとおり、「教育研究推進センター（仮称）」を設置することが了承された。

なお、本件については、3月23日開催の役員会及び教育研究評議会に付議する旨学長から付言があった。

3. 平成23年度年度計画(案) について

本件について、学長から発議及び藤井企画評価課長から、資料2に基づき、当該計画(案)のうち、特に経営に関する項目について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

審議において、学外委員から、患者の目線に立つことのできる医療人を育成願いたい旨の発言があった。

なお、本件については、3月23日開催の役員会及び教育研究評議会において審議した後、3月末までに文部科学大臣へ届け出るとともに、本学のホームページで公表する旨学長から付言があった。

4. 平成22事業年度収支見込み及び平成23事業年度当初予算(案) について

本件について、学長から発議及び今田会計課長から資料3-1及び3-2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

5. 平成23年度資金運用について

本件について、学長から発議及び資料4に基づき説明があり、審議の結果、「北海道地区国立大学法人の資金の共同運用（通称Jファンド）」により、学術振興後援資金を財源に、昨年と同額の2千万円を1年間運用することが了承された。

6. NTT東日本に対する損害賠償請求訴訟の提起について

本件について、学長から発議及びNTT東日本に対する病院情報管理システムのリース契約の債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟の提起について、顧問弁護士をはじめとする弁護団と協議を重ねてきたところ、訴状の内容がまとまった旨の説明があった。

次いで、高橋病院事務部長から、資料5-1及び5-2に基づき訴状の概要について説明の後、審議の結果、NTT東日本に対し、損害賠償請求の訴訟を提起することが了承された。

引き続き、学長から、本来であれば本協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に2月16日開催の役員会において審議・了承され、3月16日に旭川地方裁判所に訴訟の提起をした旨学長から付言があった。

7. 学部学生授業料特別貸与制度の新設について

本件について、学長から発議の後、昨今の経済状況の影響と考えられるが、今年度は授業料を2期分滞納する学生が複数名いること。本学では、授業料を2期末納し、督促してもなお納付しない者は、2期目の末日をもって除籍する取扱いであることから、相談にまで来る学生が出ており、何らかの救済を強く希望していること。

そこで、授業料未納額を貸与することによって、安心して学習に専念できる環境を整備するため、新たに「学部学生授業料特別貸与制度」を設けることの説明があった。

次いで、高橋学生支援課長から、資料6に基づき「学部学生授業料特別貸与要項(案)」について説明の後、審議の結果、原案のとおり、これが了承された。

なお、本件については、3月23日開催の役員会に付議する旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 病院情報管理システムに係るNTT東日本の対応について

NTT東日本からの訴訟提起に関し、東京地裁から旭川地裁への移送申し立てを行っていたこと。

次いで、高橋病院事務部長から、移送申し立ての経緯及び現状の説明があった。

また、特別抗告の提起に関しては、最高裁判所で審理することとなった旨の通知があったこと。

(2) 共同研究の受入れについて

平成23年2月末までに受入れを決定した共同研究については、資料7のとおりであること。

(3) 寄附金の受入れについて

平成23年2月分の寄附金受入状況については、資料8のとおりであること。

2. その他

・学長から、次回経営協議会は、日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。

以上